公益認定等委員会だより

第10号（その17）
平成24年
９月３日発行

曳山博物館（（公財）長浜曳山文化協会）

＜目次＞

P2　公益法人活動紹介⑯
～公益認定等委員会委員による法人訪問～
・公益財団法人長浜曳山文化協会
・公益財団法人江北図書館
P5　よくある質問への回答
P6　「公益法人information」における公益法人等検索をご活用ください!!
P7　申請サポートに関する情報

内閣府への申請状況
（平成24年8月31日現在）

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	1,870	228	1,540	102
移行認可	1,606	382	1,173	51
新規認定	164	38	105	21

移行認定：特例民法法人から公益法人への移行
移行認可：特例民法法人から一般法人への移行
新規認定：新たに設立した一般法人から公益法人への移行

内閣府
公益認定等委員会

公益法人の活動紹介⑯
～公益認定等委員会委員による法人訪問（８月７日）～

（公財）長浜曳山文化協会

（公財）長浜曳山文化協会は、①国指定重要無形民俗文化財「長浜曳山祭の曳山行事」の保存・伝承に関する事業、②滋賀県指定有形民俗文化財「長浜曳山祭の山車附山蔵」の保存・修理に関する事業、③長浜曳山祭から派生した文化の継承・普及並びに啓発、といった活動を通じて、活力と個性にあふれた地域社会の実現を目指されている公益法人で、平成11年４月１日に財団法人として設立され、本年４月１日からは公益財団法人として活動を始められています。

曳山博物館での活動

曳山博物館では、博物館において曳山等の展示を行うとともに、博物館には曳山を修理するドッグ機能も付加されており、その修理・保存を行っています。また、修理を行う際には、その模様を一般の方に公開しています。

→展示されている曳山（曳山は各町内ごとに13基ある）

館内展示室

人材育成の重要性

施設を見学させていただいた後、法人の担当者の方からお話しを伺った際に強く話されていたのが、文化の保存・伝承において、重要なのは人材育成ということでした。

法人ではそういった考えから、子ども歌舞伎の保存・伝承、つまり長浜曳山祭の存続を目的に、積極的に以下の事業に取り組んでいるとのことでした。

〇義太夫・三味線塾の開講
〇山組若衆向けの曳山祭勉強会の開講
〇一般市民、児童生徒向けの市民曳山祭講座の実施。

意見交換の様子

最後に

法人の担当者の方からは、新制度への移行を進めるに際しては、新制度と旧制度の違い等、どのような制度であるかについて、役員・事務局で認識を共通させるのに苦労があったとの話がありました。また、新制度の活用については、移行作業に傾注していたことから、今後の課題として、現在どういった活動を行うかの検討を始めるところだというお話がありました。

出口委員からは、曳山の維持費を含め、文化の保存・伝承には費用もかかると思うが、新制度には、法人への寄附者に対する寄附税制の優遇措置も備わっており、是非積極的に寄附を集めて活動して欲しい旨の発言がありました。

長浜曳山祭とは

長浜曳山祭は、毎年４月に行われる400年以上の伝統を誇る日本三大山車祭りの一つです。歴代の名工が装飾した絢爛豪華な曳山は“動く美術館”とも呼ばれ、重要文化財の見送り幕もあります。祭りの一番の見どころは、江戸時代から続く「子ども歌舞伎」。華やかな衣装を身にまとった5～12歳の男の子役者が、時代絵巻さながら曳山を舞台に熱演します。

曳山博物館

（http://www.nagahama-hikiyama.or.jp/）
滋賀県長浜市元浜町 14-8
（JR長浜駅より徒歩7分・長浜ICより車で10分）
【TEL】0749-65-3300　【FAX】0749-65-3440
開館時間　9:00～17:00（入館16:30）
※休館日　12/29～1/3
観 覧 料　大人600円 小人300円
団体20名以上2割引

（公財）江北図書館

（公財）江北（こほく）図書館は、明治35年に創設された杉野文庫を前身とし、明治39年12月24日に設立された100年以上の歴史を持つ民間が運営する公共図書館です。平成23年６月20日には、公益法人に移行され、活動を進めておられます。

現在では、図書館活動を通じて、読書の振興を図り、教養・文化の向上や生涯学習を促進させることを目的に活動されています。また100年の歴史の中で入手された貴重な資料の保存、研究者への支援事業を行っています。

→現在の図書館（昭和50年に旧江北銀行本店から伊香郡農会の建物に移転）

←右に「江北図書館」、左に図書館に寄附を行った「伊香相救社」の看板が掲げられている。

公共図書館として

財団の冨田光彦理事長から法人の活動についてお伺いしました。

冨田理事長からは、江北図書館は滋賀県唯一の私立図書館として、公立図書館などの文化施設へのアクセスが良くない湖北地方の住民の読書需要に対応してきた図書館であり、公共図書館として役割を果たしているとの話がありました。出口委員からは、こうした図書館が100年以上に亘って、地域社会に貢献した事例は貴重な活動で大変感銘を受けた旨の発言がありました。

←右が冨田理事長、左から３人目が出口委員

←図書館１階

貴重な歴史的資料

江北図書館には様々な歴史的資料が保存されております。そのいくつかについて拝見させていただきましたのでご紹介いたします。

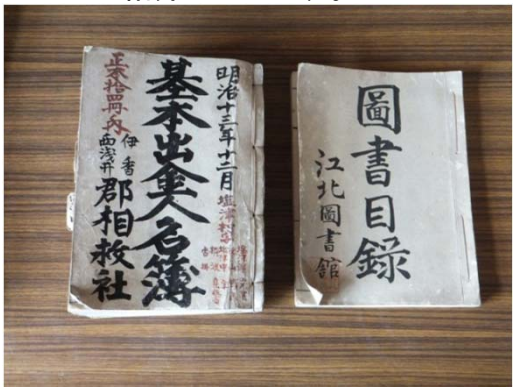

左が伊香相救社の明治における出金人名簿、
右が江北図書館設立時の図書目録

明治初期の地租改正時に作成された伊香郡の絵図

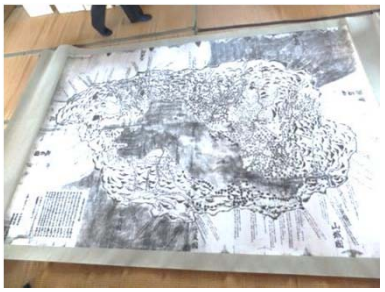

元禄十四年辛巳二月
近江國高都合郡分目録

最後に

冨田理事長からは、公益法人に移行し、引き続き地域に貢献する図書館として活動することはもちろん図書館で所蔵する貴重な資料の保存と整理、研究をもっと行わなければならないが、人材と費用の面でなかなか進まないという話がありました。出口委員からは、これだけの資料を保有する図書館であれば、支援したいという方がいるのではないか。

公益認定等委員会としてもこうした貴重な法人活動が、広く一般の方々にも広まるように広報活動に取り組んでいきたいとの発言がありました。

↑明治・大正期の郡役所資料を閲覧しているところ

よくある質問への回答

公益認定等委員会には、新公益法人制度について様々な問い合わせが寄せられています。今回は、定款の変更の案を作成する際に、注意すべき点について、既にＦＡＱでお知らせしているものとなりますが、改めてお知らせいたします。

【質問1】社員の資格の得喪の定め方について気を付けた方が良いことはありますか。

【回答】

1　公益法人は、社員の資格の得喪に関して、法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものでなければなりません（公益認定等ガイドラインⅠ－13、問Ⅱ－1－①、問Ⅳ－3－(2)－①②）

2　社員の資格の得喪に関する規定は、一般社団・財団法人法上の必要的記載事項ですので、その実質的内容の根幹となる部分については、必ず定款に定めておいてください。例えば、定款には、単に「法人の目的に賛同した者」や「社員総会で定めた基準に適合する者」とのみ記載し、下位規則等で「〇〇の資格を有すること」といったような実質的な要件を定めるのは、適当でないと考えられます（一般社団・財団法人法第11 条第1 項第5 号）。

【質問2】今まで通り、不正があった場合に、監事が社員総会を招集することができる旨の規定を定款に置くことはできますか。

【回答】

1　一般社団・財団法人法では、監事が社員総会又は評議員会を招集することはできません（一般社団・財団法人法第36 条3 項、第179 条第3 項）。

2　旧民法では、監事は、業務の執行等について、法令又は定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告することとされ、この報告をするために必要があるときは、総会を招集することとされていましたが、新制度では、理事が不正の行為をしたなどの場合、監事は、理事会（理事会を設置していない一般社団法人の場合は理事）に報告することとされ、当該報告のために理事会の招集を請求したにもかかわらず、招集がなされない場合には、自ら理事会を招集することができることとされています（旧民法第59 条、一般社団・財団法人法第100 条、第101 条）。

【質問3】移行の際に、理事や監事の任期を変更する必要はあるのでしょうか。

【回答】

新制度では、一般社団・財団法人法に理事、監事及び評議員の任期についての規定が置かれており、定款に任期を定める場合には、法定の任期の範囲内で定めていただく必要があります。

(1) 理事の任期を「２年」の確定期間とする定款の定めは適当ではないと考えられます（問Ⅱ－4－④）。

(2) 増員された評議員又は監事の任期を、現任者の残任期間とすることにより、法定の任期の下限を超えて任期を短縮することはできません。一方で、補欠の評議員、理事又は監事の任期を前任者の残任期間としたり、増員された理事の任期を現任者の残任期間とすることは可能です（問Ⅱ－1－②、一般社団・財団法人法第66 条、第67 条、第174 条）。

(3) 多くの特例民法法人では、定款において「役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。」といった定めを置くことにより、後任者が就任しない場合には任期を伸長することとしていました。新制度では、定款で定めた役員の員数が欠けた場合などには、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有することとされていますが、これ以外の場合に、後任者が就任しないことをもって、職務を行わせることは、法定の任期の上限を超えて任期を伸長することになり、適当ではないと考えられます（評議員の場合も同様です。一般社団・財団法人法第75 条、第175 条）。

(4) この他、移行をまたぐ任期の取扱いや、移行の登記を停止条件として役員が交代する場合の任期の取扱いなどについて、問Ⅱ－4－①～⑦で詳しく説明していますので、ご参照ください。

「公益法人information」における公益法人等検索をご活用ください！！

公益法人等検索について

「公益法人information」には、公益法人等の所在地やホームページアドレス等の**基礎情報**や**事業概要**、**税額控除の対象法人かどうか**などを確認できる公益法人等の検索機能が備わっております。今般、トップページにおける公益法人等検索のご案内を分かりやすい形にリニューアルしましたのでお知らせいたします。

なお、今回のリニューアルでは検索の下に、**公益法人に寄附した際に適用される寄附税制の優遇措置について分かりやすく解説したページを追加**しましたので、そちらもご参考にしてください。

公益法人等をお探しの方はここをクリック！！

検索結果ページのリニューアル及びCSV出力の追加

検索結果一覧ページについても改修を行い、公益法人の活動を知りたい方にとって必要な情報を中心に掲載するとともに、税額控除の証明を受けている法人かどうかが一目で分かるよう税額控除の欄を新たに追加いたしました。

また、検索された法人の詳細情報をCSVデータで出力する機能を追加いたしました。（複数の法人が検索された場合も1度にデータ出力することが可能です。）

全件数：1件　ページ：1/1

No	法人名	行政庁	住所	事業の概要	税額控除
1					

全件数：1件　ページ：1/1

※CSV出力（法人の詳細情報を加えた一覧は左記をクリック）

※各法人の財務状況等を知りたい方は、「事業報告等の閲覧請求」を活用してください。

申請サポートに関する情報

内閣府では、以下のような各種の法人サポートを用意しています。
申請を検討されている法人におかれましては、これらもご活用いただき、早期の申請をお願いいたします。（いずれも無料でご利用いただけます。）詳しい内容や予約方法等については、「公益法人information」をご覧ください。なお、法人サポートの活用に当たっては、「公益認定等委員会だより第７号（その14）」において詳しくご紹介しておりますので、そちらをご参照ください。

① 基礎的研修会の開催（要事前申込）
月に1～2回程度、これから移行認定・移行認可等の申請検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が資料を用いて移行申請のポイント（事業・財務面、機関設計面）を解説する基礎的研修会を開催しています（1回1時間半程度）。次回の開催は9月20日（木）となります。
申込み方法等については、随時「公益法人information」でお知らせしておりますのでご覧ください。
（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231 （メール）hiromi.obata@cao.go.jp

② 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）
法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。
※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。（謝金は不要です。）
（電話）03-5403-9558 又は9548 （FAX）03-5403-0231

③ 窓口相談（要事前申込）
内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約については、毎月月末から上旬にかけて、「公益法人information」で募集を行っています。**なお、10月の窓口相談については、9月5日（水）まで募集しておりますので、相談を希望される法人におかれましては是非お申込みください。（応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）**
（相談内容）　・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

④ 電話相談
専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。
（相談専用ダイヤル）03－5403－9669
（時間）平日10時～16時45分

⑤ 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）
月に1～2回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1法人につき1時間程度）。
今年度は、9月10日（月）に東京、9月19日（水）に岩手で開催します。今後も地方での開催のさらなる充実を予定しています。
申込み方法等については、決まり次第、随時「公益法人information」でお知らせしますのでご覧ください。（応募多数の場合はご参加いただけない場合があります。）

活動を紹介したい公益法人を募集しています！

内閣府では、リニューアルした「公益認定等委員会だより」で活動を紹介したい公益法人を公募しています。詳しくは下記応募手続きをご確認ください。

（応募手続き）
公益法人information（https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/）の内閣府からの重要なお知らせにある応募フォーム（https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html）から、法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上ご応募ください。

（本件問合せ先）
内閣府公益認定等委員会事務局広報係　TEL：03-5403-9524,9533　e-mail：koueki-info@cao.go.jp